

7. 就労対策の推進

(1) シルバー人材センター設立準備事業

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で、自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たしていくような社会づくりが重要です。

そこで本町では、地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事を公共機関や民間から人材センターが請負、又は任意の形式により有償で受託し、社会参加意欲の強い定年退職者や長い年月で培った技術を持った高年齢者を会員として、その仕事を提供する、会員はその仕事を遂行・完了することで、人材センターから配分金を受け取るといった仕組みを構築することを目的として、シルバー人材センター設立準備事業を実施しています。

平成14年度から準備室を開設し、需要・供給の調査業務等実施しています。本町の場合、その人口規模から両ニーズが懸念されましたが、「会員として加入したい」が18.5%、一般家庭の「依頼したい仕事がある」が17.3%「検討すればある」が14.6%、あわせて31.9%となっており、無作為抽出法（全数の1/4）で調査を行ったため多少の誤差は予想されるものの、規模は小さくとも見通しは明るいと思われま

Ⅲ・サービスを提供する人材の確保

高齢者が適切な介護サービスや生活支援・介護予防サービス・保健サービスを円滑に受けられるよう、これらのサービスの従事者の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供できるよう、研修等の充実により資質の向上を推進します。

(1) 介護支援専門員

介護保険制度施行時点で必要とされる要援護高齢者 50 人当たり 1 人の介護支援専門員については、現在のところ整備されているものの兼務体制であり、さらに認定調査員としての機能もあることから現実的には不足している状況であります。ケアプランの充実、きめこまかいサービス調整・管理等のために従事者にの確保とともに、その資質の向上に努めます。

(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）

ホームヘルパーは在宅介護サービスの中核的な担い手であることから、ホームヘルパーとしての人材が不足しないよう、圏域内の地域バランスを考慮しながら、養成研修の受講しやすい環境を整備するため、補助金制度を実施していますが現在のところ利用はありません。しかし、マンパワーのニーズは高いことから今後も継続していきます。

また、現任者については、増加する痴呆高齢者に対する介護サービスの提供にあたって、より高度な専門性が必要とされることから、研修を実施するとともに、援助計画等によるケースに合わせた援助ができるためのアセスメント技術研修について、検討します。

(3) 社会福祉士・介護福祉士

多様化、高度化する住民ニーズに対応し、質の高い福祉サービスを提供するため、福祉サービスに関する専門的な知識や技術を有する社会福祉士や介護福祉士の資格獲得を推進します。

(4) 福祉施設等の職員

特別養護老人ホーム等介護保険施設の計画整備に伴い、必要とされる生活指導員、寮母等の介護従事者の養成、確保について指導します。

(5) 運動指導士

適切な運動の提供や運動習慣の定着化を促進するため、町等において運動指導に従事する健康運動実践指導士の活用は不可欠です。そこで、関係機関と連携し派遣枠の拡大に努めます。

(6) 医師、歯科医師、薬剤師

寝たきり等で、介護や医療の必要な高齢者の増加に伴い、在宅で安心して医療や介護が受けられる体制整備が必要となっていることから、地域の保健福祉サービスと連携しながら、地域保健医療を担う医師等の確保に努めます。

(7) 保健師、看護師

生活習慣病の予防や介護予防により、高齢者の生活の質を高めるため、保健・医療・福祉に携わる看護職員の確保に努めます。又、在宅の看護職員の活用を積極的に図ります。

(8) 理学療法士、作業療法士

医療機関におけるリハビリテーション体制、寝たきりを予防するための機能訓練事業や地域リハビリテーション体制の整備充実を図るため、理学療法士及び作業療法士の確保に努めます。

(9) 歯科衛生士

元気高齢者の歯科に対する意識向上や、在宅の要介護者の歯科保健サービスへの需要の増大に対応するため、在宅歯科衛生士等の活用を図りながら従事者の確保に努めます。

(10) 栄養士

食生活の面から地域住民の積極的な健康づくりや、個人に合わせた具体的な健康教育、訪問栄養指導等を行うため、在宅栄養士の活用を図る等、従事者の確保に努めます。

(介護保険事業計画抜粋)

円滑な介護保険制度運営のための対策

及び方向性

①資格管理

現在、65歳の誕生月の翌月に役場福祉課及び岸良支所にて保険証交付と実施しその際パンフレットにて制度説明を実施している。そのほか転入転出時にも同様の手続きを行っている。

②要介護認定

要介護認定については、介護保険の根幹をなす部分であり、現在調査員としては、福祉課に1名及び委託先の社会福祉協議会に平成14年より3名(H13までは2名)の4名体制で実施している。調査件数としては平成12年度が390件・平成13年度498件である。

また、調査員間での差が出ないように肝属福祉管内での認定調査員研修会の派遣のみならず肝属東部5ヶ町合同での調査員研修も開催し平準化に努めている。町内においても調査員間での情報交換・意見交換を随時実施している。

今後については、高齢化がますます進み介護保険の申請についても増加が見込まれるため、適正な調査員数の確保と調査の平準化に努めていきたい。

③給付

* サービス情報の提供

現在、福祉課の窓口にて、町内及び近隣市町村に所在する、サービス提供事業者の一覧表を備え付けています。実務的には、要介護者がケアマネジャーと相談しつつ、サービス提供事業者を選択することが多いと考えられるが、町側と事業者の各種情報を的確に掴み、利用者の問い合わせ等に対応できるような体制をとっている。

* 介護保険サービス事業者介護支援専門員の確保

既存の介護保険サービス事業者の育成を図る一方、必要なサービス部門については、事業参入を促している。

また、介護支援専門員の確保については、関係事業者等に対し資格取得について働きかけを実施する。

* サービスの質の向上

利用者の立場に立ったサービスの実施が行われていくために、介護保険従事者研修を平成12年度から年2回実施している。

今後も実施を継続し従事者のサービスの質を向上させるとともに、サービス事業者の自己評価も実施し事業所内での自助努力に対する支援を行う。

④制度の啓発等広報活動

平成12年度より地区説明会を毎年実施するとともに、家庭介護教室等を通して、より身近に介護保険制度を考えていただく活動を実施している。今後も継続していきます。

串良町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画抜粋

重点施策

これまで本町では、串良町老人福祉計画において、介護保険推進体制の整備、地域における自立支援システム、健康な壮年期・高齢期を健やかに過ごすための保健サービスの充実、地域主体の生きがいづくりの推進、総合支援体制の整備を重点施策として、総合的な保健福祉施策の推進を図ってきました。今回実施した高齢者実態調査からは様々な課題が提起されており、高齢期における生活の質が高められるように、諸施策を一層充実していくことが求められています。

本計画では、基本理念の実現に向けて、高齢者実態調査結果及びこれまでの計画の成果と問題点、さらに介護保険制度の導入など新たな福祉環境の変化を踏まえ、以下の4つを重点施策として積極的に取り組んでいくことにします。

1. 介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態になることを予防し、健康に生活できる「健康寿命の延伸」を図るために、転倒骨折予防や閉じこもり予防、痴呆予防対策などの老人保健サービスや配食・外出支援等の生活支援や生きがいデイサービスなどの介護予防事業など推進することにより、生涯にわたって生き生きとした生活が送れるように、医療や保健・福祉の関係者のみならず、ボランティアなど地域における住民が参画し介護予防事業の一層の推進を図ります。

①健康づくり

健康相談や健康教育については、健康を考える「きっかけ」と「場」となっているが、今後は、住民の参加希望が高い内容とすることや、より利用しやすい環境づくりに重点を置くこととします。

また、訪問指導においては、その対象者が主に介護保険に該当しない人となるため、要介護状態にならないための保健上の指導を行うだけでなく、他の保健事業や生涯学習、地域の自主活動などといったものにつないでいきます。

さらに、機能訓練においても、その対象者が主に介護保険に該当しない人となるため、要介護状態にならないための機能の維持回復を図るとともに、健康ふれあいネットワーク等の自主組織を活用しながらメニューを豊富にするなどにより、社会参加の場やきっかけとなるように工夫をしていきます。

②疾病予防の推進

病気の早期発見・早期治療や生活習慣病の危険因子を早期に発見し、必要な生活習慣の改善を行うことについては、今後とも、重要であり、中高齢対象者に対して、受診の勧奨を行っていきます。

また、口腔内のケアをはじめとした歯科検診についても「生活習慣病」や「寝たきり予防」に対する早期対応の観点から充実を図っていきます。

③住環境の整備

高齢者の居住のあり方は、心身の状態、年齢、家庭環境などの状況により、変化するものであり、高齢者自身が自立した生きがいのある生活を送る上で、最も望ましい居住形態を主体的に選択していくことが求められます。

本町では、高齢者単身若しくは高齢者夫婦のみの世帯が多く、さらに、夫婦世帯のどちらかが入院した場合の対応など、現実の問題として直面しています。

したがって、居住環境の整備に当っては、様々な状況に応じたきめ細かな整備が必要であり、高齢者の利便性や安全性に配慮した総合的な整備をしていくことが、高齢者の居住の安定とその福祉の増進に資することになります。

そこで高齢者が安心して暮すことができるよう、町営住宅などのバリアフリー化やスロープ・手すりの設置などを検討します。公共施設についても同様に検討を進めていきます。

また、高齢者の居住環境を改善するため、改築や改造するために必要な事業を推進します。

事業名	事業内容
高齢者住宅改造事業	在宅の要介護高齢者や重度心身障害者がいる世帯に対して、住宅改造に必要な経費を助成し、これらの人の自立促進と寝たきり防止、介護者負担の軽減を図ります。
住宅改修支援事業	高齢者向け居室等の改良を希望するものに対し、住宅に関する相談・助言を行うとともに、住宅改修に係る介護保険制度の利用に関する必要な助言を行う。
バリアフリー化の推進	公共施設や道路、町営住宅等について、高齢者などが安心して利用できる環境整備を今後関係課と連携し検討します。
生活福祉資金 (住宅資金)貸付事業	社会福祉協議会において、日常生活上介護の必要な65歳以上の高齢者のいる世帯について、段差解消、手すり等の設置等のため必要となる資金の貸し付けを行います。

④在宅福祉サービスの充実

これまで本町では、在宅の寝たきりや痴呆の高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などを対象に、ホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付、配食サービスなど各種の在宅福祉サービスを実施してきました。

介護保険制度の導入に伴い、在宅福祉サービスの主要事業は、介護保険事業として実施されていますが、現在サービスを受けている人の中には、要介護認定において自立と判断され介護保険サービスを受けられない人や要支援・要介護者であっても在宅生活を維持・継続していくためには、介護保険給付に加え、配食サービスなど生活支援サービスが必要な人も認められます。

このため、これら高齢者に対して、一定の福祉水準を維持すべく国などの補助事業の活用や費用負担のあり方を検討しながら、介護予防・生活支援事業など各種サービスによる支援を実施していきます。

また、保健・福祉などの連携を図り、サービスが総合的・効果的に提供できるよう、調整機能や相談体制を充実していきます。

在宅高齢者福祉事業の主なサービス

主なサービスの全体的目標値について記載します。

在宅高齢者福祉サービス事業の実施予定

在宅福祉サービス名	事業内容	平成15年度 利用目標	平成19年度 利用目標
1 生活支援型ホームヘルプサービス	ひとり暮らし高齢者等で日常生活を営む上で支障がある者に対し、外出時の支援や食材等の買い物、調理など軽易な日常生活の世話をを行う	延べ60名 延べ240時間	延べ100名 延べ400時間
2 生活支援移送サービス	送迎用車両により、自宅と生きがい対応型デイサービス等を実施する施設との間を送迎	1,500回	2,000回
3 高齢者訪問給食サービス	毎日の食事を提供し高齢者等の自立した生活の維持や安否の確認を行う	43,000食	44,000食
4 寝具類洗濯乾燥消毒サービス	寝具類の衛生管理が困難な者に対し、寝具類の水洗い及び乾燥消毒のサービスを行う	年2回 60人	年2回 100人
5 高齢者日常生活用具給付	要支援高齢者に対し、電磁調理器等の給付又は貸与を行う	5件	10件
6 町民福祉手当支給	在宅で寝たきり状態にある方の介護者に対し、町民福祉手当を支給する	80人	120人
7 緊急通報体制整備	ひとり暮らし高齢者などに対し、緊急通報装置を給付又は貸与することにより、急病や災害などの緊急時に適切に対応	25台	35台
8 生きがい対応型デイサービス	老人福祉センター等において、日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供する	15名/月 720回	20名/月 960回

在宅高齢者福祉サービス事業の実施予定

在宅福祉サービス名	事業内容	平成15年度 利用予定	平成19年度 利用予定
9生活指導型 ショートステイ	疾病ではないが体調不良に陥った高齢者等を老人ホームの空き部屋等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図る	30日	50日
10敬老年金支給	80歳以上の高齢者に対し、敬老年金の支給を行う	940名	1,540名
11介護予防等 事業	介護状態への進行を予防するため、介護予防教室や食生活改善のための研修会等を実施する	健康相談 痴呆相談 各種教室	健康相談 痴呆相談 各種教室
12高齢者の生き がいと健康づく り	それぞれの地域特性に応じて、地域の各団体の参加と協力のもと計画的、総合的に各種の生きがい健康づくりや社会参加のための事業を行う	推進会議 教養講座 健康づくり	推進会議 教養講座 健康づくり
13心配ごと相談 事業	福祉、保健、医療等に係わる心配ごとや悩みごと等について、無料で相談に応じている	心配ごと 50件	心配ごと 100件
14在宅介護支援 センター	在宅の要援護高齢者の介護者等に対し、介護方法等の在宅介護に関する相談に応じる	基幹1,200名 地域600名	基幹1,300名 地域650名
15高齢者地域支 援体制整備	介護予防生活支援サービスにおける取り組みを支援し、サービスの充実強化を図る	ネットワー クニズ研修	ネットワー クニズ研修
16住宅改修支援 (理由書作成)	高齢者向け居宅の改修を希望する者に対して、改修に関する相談・助言のための理由書作成に助成する。	150件	200件
17はり・きゅう 利用扶助	はり・きゅう利用施術費用の一部助成	2,800名	3,000名
18養護老人ホーム	身体上や経済上等の理由で居宅での養護が困難な65歳以上の者を入所させ養護する施設	22名	25名
19成年後見制度 利用支援	重度の痴呆性高齢者など在宅での生活判断が困難な方を対象に、自ら希望する自立した生活を営むことのできるよう環境整備を促進します	啓発活動 市町村申 立て等 2人	啓発活動 後見人等 5人
20家族介護交流 事業	介護者を日常の介護から一時的に解放し、心身の元気回復のための交流会等を通じリフレッシュを図る	交流会 40名	交流会 60名
21家族介護教室 の開催	介護者やその地域の支援者を対象に介護方法の知識・技術の習得や健康づくりのための教室を開催する	啓発活動 教室開催 月1回	啓発活動 教室開催 月1回
22高齢者実態把 握事業	地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の実態を把握するとともに、介護ニーズ等の評価並びに支援につなげる	1,200件	500件 (見直し)
23ホームヘルプ サービス負担 軽減対策事業	介護保険適用により、ホームヘルプサービスを利用した場合、利用者負担の軽減を図るため一部助成を実施する	補助・単独 110名	

生活支援・介護予防事業

介護保険法の趣旨から、高齢者ができる限り寝たきりなどの介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化することがないようにすること（介護予防）や、自立した生活を確保するために必要な支援（生活支援）を行っています。また、介護保険の対象にならないサービスの実施はもちろん、要介護認定で制度の対象外となる在宅の高齢者に対しても必要な支援を行い、安心して生活が送れるよう努めます。

ア. 生活支援型ホームヘルプ事業

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし老人の自立した生活の継続を可能にすると共に、要介護状態への進行を防止します。

これらの事業の実施にあたっては、ホームヘルパーをはじめ必要とされる生活援助内容に応じ必要な知識経験を有する者を派遣し対応します。

- ・外出時の援助（例：外出・散歩などの付き添い、運転の代行など）
- ・食事・食材の確保（例：宅配の手配、買い物等）
- ・寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物等の搬出入
- ・家周りの簡易な手入れ作業（例：庭、生垣、庭木等の手入れなど）
- ・家屋内の整理・整頓（例：配偶者が亡くなった時などの遺品処理など）
- ・多少目が不自由な方に対するサービス（例：朗読、代筆など）
- ・その他（台風など自然災害への防備等）

イ. 生活支援移送サービス

地域全体に公共交通機関が十分でない中、高齢者の移送サービスは必要であると考えており、医療（病院など）や公共施設利用などへの送迎は、ふれあいバスの活用を利用するなどに対応し、生きがい活動やショートステイ利用時の居宅と事業所間についてはこの事業を今後も推進するなど必要な支援を実施し、閉じこもり防止や生きがい活動へつなげていきます。

ウ. 食の自立支援（高齢者福祉給食サービス）

食生活改善や疾病予防、介護予防、安否確認などの観点から、配食サービスは有効な福祉サービスの手段であり、今後においても事業を推進していきます。

現在は、串良町社会福祉協議会に委託実施しておりますが、調理施設の老朽化や調理人等の限られた予算の中での配食可能数の限界に達しており、今後サービス提供者の実態調査を実施しながら、他のサービスでの利用も含め、真に必要な人へのサービス提供へ移行していきます。なお、（仮称）総合福祉センター建設の要望もあり、整備実現が可能となれば配食数の拡大や施設整備も含め、自立した生活を送れるよう支援していきます。

エ. 生きがい対応型デイサービス

家庭に閉じこもりがちな高齢者に対して、日常動作訓練や趣味活動、レクリエーションなどの各種サービスを提供することにより、生きがいのある生活を営むことができるよう援助するとともに要介護状態への進行を予防します。

オ. 寝具乾燥消毒サービス

おおむね65歳以上の寝たきり高齢者などの寝具を洗濯・乾燥・消毒することにより、常に衛生的で快適な生活を支援します。今後在宅で介護を要する高齢者などの健康保持や気分転換を図るとともに、介護家族の負担を軽減するサービスとして、より利用しやすい制度の仕組みについても検討していきます。

カ. 生活指導型ショートステイ

疾病ではないが、体調不良な状態に陥った高齢者等を、特別養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図ります。

キ. 緊急通報システム

おおむね65歳以上のひとり暮らしや寝たきりの高齢者で心身の虚弱な者や要介護状態にある者を対象に緊急通報システム装置を設置し、病気や災害等の緊急事態に陥った時にその装置を用いて、消防署などに通報することにより、必要な救助活動等を行い高齢者の安全確保に努めます。

施設サービス

・養護老人ホーム

養護老人ホームはおおむね65歳以上で、心身の状態、家庭の事情や経済的理由などにより、在宅での生活が困難な人が利用できる施設で、現在肝属圏域内の5施設に入所中であり、管内には養護老人ホームはなく、管外の肝属圏域の施設を今後も利用していくこととなります。

・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

独居老人や高齢者夫婦のみの世帯および家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある人を対象に、介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるようディサービスセンターに併設する施設として、民間事業者の施設整備状況に応じて、日常生活に不安を感じる人や軽度の痴呆症状のある人の支援を推進していきます。

⑤老人保健サービスの充実

老人保健サービスでは疾病（特に生活習慣病）の予防と、寝たきりなどの介護状態になることの予防を通じ、「健康日本21計画」の目標である健康寿命の延伸を図ることを重点的な目標としています。

生活習慣病の予防については、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症を重点的に対策を講じることが必要な疾患と位置付け、これら重点対象疾患を予防する観点から、壮年期以降における食生活、運動、喫煙等の生活習慣の改善への取り組みを強化します。

ア 個別健康教育

個別健康教育は、対象者が1対1で受ける健康教育で、高血圧、高脂血症、糖尿病、喫煙について実施していきます。

高血圧、高脂血症、糖尿病については、基本健康診査において要指導とされた人が対象となり、また、喫煙については、自らの努力だけでは禁煙できない人が対象となります。

○ 個別健康教育の実施目標

	平成15年度	平成19年度	5ヶ年における延べ人員目標
被指導実人員数	20	40	40
高血圧	5	10	5
高脂血症	5	10	5
糖尿病	5	10	5
喫煙	5	10	5

イ 集団健康教育

従来より行われている集団での健康教育についても、健康寿命延伸のための生活習慣病予防対策として、一層の推進を図ります。

また、介護を行う人に発生しやすい健康上の問題や、その対処法などを含めた介護者の健康の保持・増進に関する正しい知識の普及のため、家族介護を担う人を対象とした健康教育も行っていきます。

○ 集団健康教育の実施目標

総合的に勘案

区分	平成13年度実績		平成19年度目標	
一般健康教育	実施回数	29	実施回数	50
	実施延人員	944		
重点健康教育	実施回数	19	実施延人員	3,000
	実施延人員	1,789		
介護家族健康教育			1回の開催予定人員	5
			実施目標回数	12

ウ 健康相談

健康相談は、総合健康相談と生活習慣病のうちの重点的に対策を講じることが必要な疾患を対象とした重点健康相談、家族介護を担う人の心身の健康に関する家族介護健康相談の区分で取り組んでいきます。

○ 健康相談の実施目標

総合的に勘案

区分	平成13年度実績	
	総合健康相談	実施回数
実施延人員		974
重点健康相談	実施回数	26
	実施延人員	317
介護家族健康相談		



平成19年度目標	
実施回数	50
実施延人員	1,000
実施回数	30
実施延人員	500
実施回数	12
実施延人員	60

エ 健康診査

健康診査は病気の早期発見や早期治療を行うために重要です。老人保健法により40歳以上の人に対して、基本健康診査や各種がん検診を実施しています。

本町でも全国平均と同様に、死亡原因の上位を、がん・脳卒中・心臓病の3大生活習慣病が占めています。そのため、生活習慣病の予防の面からも、大変重要ととらえ、気軽に受診できる体制の整備、受診の啓発に努めます。

又、健康診査の事後管理として、要医療・要指導者に対しては、必要な個別健康教育を実施するよう努めます。医師の診療が必要な人の診療を受けた割合なども重視して、他のサービスを体系的・総合的に提供し、疾病の予防と介護予防に努めます。

○ 基本健康診査の実施目標

◎ 要指導者のうち適切な事後指導を受けた者

	平成13年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
要指導者数	304	300	300	350	350	400
被指導者数	42	60	90	175	210	320
指導率(%)	13.8	20.0	30.0	50.0	60.0	80.0

◎ 要医療者のうち医師の医療を受けた者

	平成13年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
要医療者数	444	450	500	500	500	500
被医療者数	215	225	300	300	350	400
指導率(%)	48.4	50.0	60.0	60.0	70.0	80.0

* 受診者に結果を通知するまでの期間は30日以内とします。

○健康診査の実施目標

項目		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
胃がん 検診	対象者	6,250	6,250	6,300	6,300	6,350
	受診者	1,250	1,562	2,520	2,835	3,175
	受診率	20.0%	25.0%	40.0%	45.0%	50.0%
肺がん 検診	対象者	4,950	4,950	5,000	5,000	5,050
	受診者	990	1,237	2,000	2,250	2,525
	受診率	20.0%	25.0%	40.0%	45.0%	50.0%
大腸がん 検診	対象者	6,700	6,700	6,750	6,750	6,800
	受診者	1,340	1,675	2,700	3,037	3,400
	受診率	20.0%	25.0%	40.0%	45.0%	50.0%
子宮がん 検診	対象者	2,800	2,800	2,850	2,850	2,900
	受診者	560	700	1,140	1,282	1,450
	受診率	20.0%	25.0%	40.0%	45.0%	50.0%
乳がん 検診	対象者	2,800	2,800	2,850	2,850	2,900
	受診者	560	700	1,140	1,282	1,450
	受診率	20.0%	25.0%	40.0%	45.0%	50.0%

オ 機能訓練（介護保険外）

機能訓練は、地域における社会参加に重点をおいて行うB型機能訓練や、45歳以上の人を対象に行う「日常生活動作訓練」を行います。

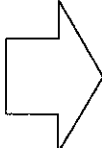
○ B型機能訓練

高齢者のQOLの向上をはかり、脳卒中・転倒・閉じこもり等の予防を行い、心身の機能の維持回復が図られるように、地域の公的施設等で、創作や行事への参加等の活動として、レクゲーム、軽スポーツ、調理実習、講師を招いての学習などを行い、社会活動参加や日常生活の支援・生きがいづくりを行います。

介護保険制度において要支援・要介護と認定された人については、基本的に介護保険制度でのサービスの提供となりますが、自立と認定された人で、従来介護保険の対象サービスを受けていた人は、この機能訓練の対象者となります。

総合的に勘案

	平成11年度 実績	平成12年度 実績	平成13年度 実績	平成19年度 目標
実施回数	6	21	27	
参加延べ人員	297	818	905	3,240



○ 日常生活動作訓練

65歳以上の高齢者については、保健センターや各関係施設等で実施し、在宅で出来る限り自立した生活が送れるようにします。

カ 訪問指導

訪問指導は、重点対象疾患の予防、介護予防及び保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図ることを目的として行います。

対象者は、検診の要指導者や、介護予防の観点から支援が必要な高齢者（独り暮らし、閉じこもり、寝たきり、痴呆症の高齢者で、介護保険以外のサービスに関わる調整が必要な人）、及び介護に携わる家族です。

訪問指導の実施にあたっては地域住民活動（ボランティア、自主グループ等）との連携を特に重視し、この連携の下で訪問指導が必要な対象者を支援していくように努めます。

キ 在宅寝たきり老人等歯科訪問指導事業

家庭において療養上の保健指導を必要とする者に対し、歯科医師、歯科衛生士が訪問し、必要な歯科指導、検診を行い、健康で過ごせるよう指導する事業ですが、介護保険での居宅療養管理指導も行われることから、本町では主に各種団体が行う健康教室や各種集会等での「口腔衛生指導講座」を定期的で開催し、介護予防の促進を図ります。

ク 健康手帳による健康管理の充実

老人保健サービスの利用者の健康管理に資する観点から、健康手帳を交付します。また、手帳の活用について周知徹底を図ります。

ケ 組織の育成

保健サービスの充実を図るため、既存組織の育成と新たなボランティアの育成努めます。

⑥地域での自立支援

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮すためには、社会的支援が円滑に提供される仕組みづくりが必要です。介護保険サービスはもとより、介護予防や地域支え合い、ボランティア・地域住民の支援や参加による日常的なサービスをうまく組み合わせ高齢期を支えるために必要なサービスの総合的な提供体制の構築に努めます。

その実現を図るため、高齢者を地域で支えるための住民の自主的参加に基づく支え合い活動の育成支援に努めます。

2. 痴呆性高齢者対策の推進

痴呆性高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、また家族が安心して社会生活を営めるよう、保健・福祉が連携強化し、専門的な観点から適切な評価を行い、高齢者とその家族に対して、必要なサービスが適切に提供される環境の整備に努めます。

また、必要な時に安心してサービスが利用できるよう、在宅介護支援センターの相談体制の充実や、地域での介護教室などを通じて、痴呆についての正しい知識を普及し、早期発見や住民の理解の促進を図ります。

併せて、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及に努め、痴呆症高齢者の権利擁護を推進します。

①痴呆予防の推進

痴呆の発症原因のひとつとされる脳血管疾患などの生活習慣病予防対策の強化や相談を充実し、痴呆の予防と早期発見に努めます。このため、痴呆性高齢者やその家族を対象に関係機関やボランティア等の協力を得て痴呆予防教室を実施し、正しい知識の普及に努めます。

②相談体制の充実

介護者への対応の仕方や在宅サービスの利用方法などをアドバイスする相談体制の充実に努めます。このため、高齢者保健福祉に従事する介護者や在宅サービス従事者に対し、痴呆介護に関する技術や知識の修得のための研究会を実施し、痴呆介護技術の向上を図るとともに、痴呆介護に関する研修の充実に努めます。

③家族介護者支援

高齢者を介護する家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、家庭介護者への支援（健康管理、介護リフレッシュなど）を実施していきます。

家族介護交流事業

高齢者などを現に介護している家族やその地域の人を対象に、心身のリフレッシュのため、介護から一時的に解放し、介護方法の学習会や施設見学などの介護者の相互交流を図ります。

家族介護教室の開催

高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者を対象に、高齢者の特性、介護実技、福祉制度および寝たきり予防についての知識の普及を図るため、デイサービス施設や在宅介護支援センターと連携し開催します。